

令和6年度出産・子育て応援金の支給方法について

1 趣旨

現在現金で支給している出産・子育て応援金について、令和6年10月からギフト支給への切替を行うこととしていましたが、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(※)の成立を踏まえ、今年度中は引き続き現金で支給することとします。

※令和6年6月5日可決。出産・子育て応援金に関わる部分の施行日は令和7年4月1日

2 国の支給方法の考え方

これまで国は、出産・子育て応援金について、出産・育児関連用品の購入や家事・育児支援サービス等の利用に対する助成として、クーポンやギフト等で支給することを推奨していました。

しかし、法制化に伴い、新たに「妊婦のための支援給付」が創設され、法律で定められた金額を確実に支給する必要があるため、支給方法について、「紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、支給金額を外形的に担保できる、現金その他確実な支払の方法として内閣府令に定めるものにより支給する」とされました。

具体的には、5万円相当のクーポン等に法律に定める支給額の財産的価値があるかが不明であり、実際に5万円を受給したといえるかという点で争いが起きることも想定されます。そのため、クーポン等で一律に支給する方法については、現金その他確実な支払の方法とは言えず、国は、クーポン等による支払を内閣府令で定めることは想定していません。

ただし、現金その他確実な方法での支給としたうえで、給付金をクーポン等で受け取ることにについて、申請時に受給者の同意を得ることにより、クーポン等で支給する運用は可能としています。

(クーポン等のみの一択は不可。現金とクーポン等との選択制は可。)

3 本市の対応

本市では、早期に支援をお届けするため、令和5年2月から現金での支給を開始しましたが、クーポン等での支給を推奨する国の方針に沿って、同額相当のギフト支給への切替を予定していました(令和6年10月予定)。

しかし、ギフト支給への切替を行った場合、改正法が施行される令和7年4月1日以降は、現金その他確実な支払の方法とする必要があるため、再度切替を行う必要が生じます。

令和6年10月から半年間という短期間での再度の支給方法変更による市民の皆様の混乱を避けるとともに、事務経費の適正な執行等の観点から、令和6年度中は現金支給を継続することとします。

令和7年度以降については、今後、現金とギフトとの選択制も含めて、できるだけ早期に支給方法を検討します。

【参考】 出産・子育て応援事業に係る「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の内容

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付」を創設するとともに、児童福祉法に「妊婦等包括相談支援事業」を創設し、「妊婦のための支援給付」を行うに当たっては、「妊婦等包括相談支援事業」等の支援を効果的に組み合わせて行うことを子ども・子育て支援法に規定します。

「妊婦のための支援給付」については、既存の経済的支援（児童手当や出産育児一時金等）との整理等の観点から、妊婦支援を目的に、妊婦に着目した給付として実施します。

項目	現行	令和7年4月1日以降
事業名	出産・子育て応援交付金 伴走型相談支援 (国の伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱)	妊婦のための支援給付（子ども・子育て支援法） 妊婦等包括相談支援事業（児童福祉法）
対象者	出産応援金：妊婦 子育て応援金：養育者	1回目：妊婦 2回目：妊婦（流産・死産含む）
支給方法	ギフト・クーポン支給を推奨 ※国要綱に定める支給方法 支給対象者の妊娠1回につき又は対象児童1人につき、50千円相当額のクーポン支給等を実施する。ただし、クーポン支給等の実施にあたり準備期間を要すること等を踏まえ、50千円の現金支給を実施することも可能とする。	現金その他確実な支払方法 ※内閣府令で以下を規定することを検討 ①指定金融機関への口座振込 ②窓口支払いや送金 ③資金移動業者の口座への資金移動（※） ※貴金のデジタル払いを参考に、詳細については今後検討
補助率	国2/3、都道府県1/6、市町村1/6	国10/10